

インドにおけるコンピュータ関連発明の審査ガイドラインが再度改訂される(1)

2016年03月07日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

インドにおいて特許を受けることができる発明には、コンピュータ関連発明も含まれていません。しかしながら、インド特許法第3条(k)には、「数学的方法、ビジネス方法、コンピュータ・プログラムそれ自体、又は、アルゴリズム」が特許を受けることできない発明として規定されています。

インドにおけるコンピュータ関連発明に関し、どのように審査が行われるかについては、「**Manual of Patent Practice and Procedure**」及び「**Guidelines for Examination of Computer Related Inventions (CRIs)**」に記載されています。

2015年8月21日に、「**Guidelines for Examination of Computer Related Inventions (CRIs)**」が改訂され（以下、旧ガイドラインという。）、直ちに効力を発しました。その後、旧ガイドラインは、2015年12月14日に一時失効状態となり、再考の後に更なる改訂が行われ、2016年2月19日に新ガイドラインとして即時発効されました。

新ガイドラインにおいて留意すべき事項、旧ガイドラインと新ガイドラインとの主要な相違点、及び、特許可能ではないクレーム発明の実例について、以下に説明します。

【全4頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
外国専門部長補佐 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.